

国立大学法人旭川医科大学公益通報者保護規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

国立大学法人旭川医科大学公益通報者保護規程の一部を改正する規程

国立大学法人旭川医科大学公益通報者保護規程（平成19年旭医大達第72号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

改正後	現行
<p>（目的）</p> <p>第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に則り、国立大学法人旭川医科大学（以下「本学」という。）に対する本学<u>役職員</u>（派遣契約その他の契約等に基づき本学の業務に従事する者及び<u>通報した日から1年以内</u>に本学を退職した者を含む。以下同じ。）からの組織的又は個人的な法令違反行為等の<u>事実</u>（以下、「<u>通報対象事実</u>」という。）が生じ、又は生じようとしている旨の通報若しくは相談（以下「公益通報等」という。）に関する適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為の早期発見と是正を図るとともに、通報者又は相談者（以下「公益通報者等」という。）を保護することを目的とする。</p> <p>（通報対象事実）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>（公益通報等窓口）</p> <p>第3条 本学における公益通報等に対応するため、総務課（以下「内部窓口」という。）及び本学が業務委託した法律事務所（以下「外部窓口」という。）に通報・相談窓口を置く。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に則り、国立大学法人旭川医科大学（以下「本学」という。）に対する本学職員（派遣契約その他の契約等に基づき本学の業務に従事する者及び本学を退職した者を含む。以下同じ。）からの組織的又は個人的な法令違反行為等の事実が生じ、又は生じようとしている旨の通報若しくは相談（以下「公益通報等」という。）に関する適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為の早期発見と是正を図るとともに、通報者又は相談者（以下「公益通報者等」という。）を保護することを目的とする。</p> <p>（<u>通報</u>の対象事実）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>（公益通報及び相談の窓口）</p> <p>第3条 本学における公益通報<u>及び相談</u>に対応するため、総務課（以下「内部窓口」という。）及び本学が業務委託した法律事務所（以下「外部窓口」という。）に通報・相談窓口を置く。</p>

2 (略)

3 通報窓口の担当者以外の職員が公益通報等を受けたときは、速やかに当該公益通報者等に対し通報・相談窓口に公益通報等を行うように助言しなければならない。(新設)

(公益通報等の方法)

第4条 公益通報等の方法は、原則として文書、電子メール又はファックスで行うものとする。ただし、書面で行うことができない特段の事由があるときは、電話又は口頭で行うこともできる。

2 通報・相談窓口担当者は、公益通報者等に対し、通報対象事実を裏付ける証拠の提出を求めるものとする。(新設)

(公益通報対応業務従事者の指定)

第5条 公益通報等の受理、調査及び是正に係る業務等を行う者は、公益通報対応業務従事者(以下「従事者」という。)として指定する。従事者は通報・相談窓口の担当者、関連委員会委員及び庶務担当者に限らず、必要が生じた都度従事者として指定される。(新設)

2 学長は従事者を指定し、別紙様式1により本人に通知する。(新設)

(公益通報の受理等)

第6条 公益通報は、原則として、公益通報者の氏名を明らかにし、法令違反行為等を行った、行っている又は行おうとしている者及びその内容が具体的であるもの(別記様式2に記載し提出されたもの又は通報内容が別記様式2の項目を満たすもの)を受理するものとする。

2 総務課長は、公益通報を受理したときは、学長へ報告するものとする。

3 学長は前項の報告を受けたときは、速やかに公益通報者に通報を受理した旨を通知する。(新設)

(削除)

2 (略)

(公益通報等の方法)

第4条 公益通報及び相談の方法は、文書、電子メール、ファックス、電話又は口頭によるものとする。

(公益通報等の受付等)

第5条 公益通報等は、原則として、公益通報者等の氏名を明らかにし、法令違反行為等を行った、行っている又は行おうとしている者及びその内容が具体的であるものを受け付けるものとする。

2 通報窓口の担当者は、公益通報等を受けたときは、速やかに当該公益通報等を受領した旨を当該公益通報者等に通知し、学長へ報告するものとする。

3 通報窓口の担当者以外の職員が公益通報等を受けたときは、速やかに内部窓口又は外部窓口のいずれかの通報・相談窓口に連絡し、

4 第3条第3項、第4条及び前3項に規定する取扱いは、匿名による公益通報等に準用する。ただし、連絡先が知れない公益通報者への通知は、この限りでない。

(氏名等の秘匿を希望した場合の公益通報者)

第7条 公益通報者等の希望により、第3条第2項に掲げる者以外の者に氏名、連絡先その他の当該公益通報者を識別することができる事項を明らかにしないことができる。

2 第6条第4項に規定する公益通報を行った者は、氏名、連絡先その他の当該公益通報者を識別できる事項を明らかにしている場合には、その希望により、当該公益通報を受けた者及び第3条第2項に掲げる者以外の者に氏名、連絡先その他の当該公益通報者を識別することができる事項を明らかにしないことができる。

(事案関与の制限)

第8条 公益通報等の事案に関係すると認められる役職員は、通報・相談窓口、調査、評価、その他当該事案の処理に関与することができない。

2～3 (略)

(調査)

第9条 学長は、第6条第2項に規定する報告を受けたときは、通報対象事実の有無を判断するため、直ちに、公益通報調査委員会（以下「調査委員会」という。）の委員を指名し、調査を命じるものとする。

2 本学諸規定違反に関する事案について、調査手続きが規定されているものについては当該規定に基づき取扱うものとする。（新設）

3 調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。（新設）

又は当該公益通報者等に対し通報・相談窓口に公益通報等を行うように助言しなければならない。

4 前条及び前3項に規定する取扱いは、匿名による公益通報等に準用する。ただし、連絡先が知れない公益通報者等への通知は、この限りでない。

(氏名等の秘匿を希望した場合の公益通報者)

第6条 公益通報者の希望により、第3条第2項に掲げる者以外の者に氏名、連絡先その他の当該公益通報者を識別することができる事項を明らかにしないことができる。

2 第5条第3項に規定する公益通報を行った者は、氏名、連絡先その他の当該公益通報者を識別できる事項を明らかにしている場合には、その希望により、当該公益通報を受けた者及び第3条第2項に掲げる者以外の者に氏名、連絡先その他の当該公益通報者を識別することができる事項を明らかにしないことができる。

(事案関与の制限)

第7条 公益通報等の事案に関係すると認められる役職員は、通報・相談窓口、予備調査、調査、その他当該事案の処理に関与することができない。

2～3 (略)

(予備調査)

第8条 学長は、第5条第2項に規定する報告を受けたときは、本格的な調査を実施すべきか否かを判断するため、直ちに、公益通報等予備調査委員会（以下「予備調査委員会」という。）に予備調査を命じるものとする。

(削除)

(評価)

第10条 学長は、前条の調査の報告を受けたときは、速やかに公益通報評価委員会（以下「評価委員会」という。）の委員を指名し、評価を行わせるものとする。

2 評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。（新設）

(削除)

2 予備調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 副学長

(2) 事務局長

(3) その他学長が必要と認めた者

3 予備調査委員会に委員長を置き、学長が指名する者をもって充てる。

4 委員長は、予備調査委員会を招集して議長となり、本格的な調査の必要性の有無を審議し、学長に報告する。

5 学長は、前項の報告を受けて、公益通報等を受けた日から20日以内に、当該通報内容に係る調査の実施の有無等を決定し、公益通報を受けた通報・相談窓口を通して、当該公益通報者等に通知しなければならない。この場合において、学長は、調査を実施しないときは、その理由を併せて通知するものとする。

(調査)

第9条 学長は、前条の予備調査の結果、本格的な調査の実施を決定した場合には、速やかに公益通報等調査委員会（以下「調査委員会」という。）の委員を指名し、調査を行わせるものとする。

(調査委員会)

第10条 前条の調査委員会は、学長の指名により、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 副学長のうちから 1人

(2) 教授のうちから 3人

(3) 事務局企画調整役（総務・教務担当）及び事務局次長（病院担当）のうちから 1人

(4) その他学長が必要と認めた者

(削除)

(結果の通知)

第11条 学長は、評価委員会の評価を踏まえ、当該公益通報の通報対象事実の有無を判断し、その結果を、当該公益通報者及び被公益通報者に対し、通知するものとする。この場合において、調査委員会の調査結果から、通報対象事実がないと判断した場合は、その理由を併せて通知するものとする。

(是正措置等)

第12条 学長は、第9条の調査及び第10条の評価の結果、通報対象事実が明らかになったときは、直ちに是正及び再発防止のための必要な措置(以下「是正措置等」という。)を講じなければならない。

2 (略)

3 学長は、前2項の措置を講じたときはその旨を、公益通報を受けた通報・相談窓口を通して、当該公益通報者に対して遅滞なく通知し、必要に応じて、関係行政機関等に対し、当該調査及び是正措置等に

2 調査委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

3 委員長は、調査委員会を招集して議長となり、当該公益通報等に関する調査を行うものとする。

4 委員長が必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

5 調査委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

6 調査委員会は、調査が終了した場合は、速やかに学長に報告するものとする。

7 当該公益通報等に係る処理が終了したときは、学長の命により、調査委員会の委員の任を解くものとする。

(協力義務)

第11条 公益通報等がされた事項に関して協力を求められた者は、当該調査に協力しなければならない。

(調査結果の通知)

第12条 学長は、調査を終えたときは、公益通報を受けた通報・相談窓口を通して、当該公益通報者等に対し、当該調査結果を通知するものとする。

(是正措置等)

第13条 学長は、調査の結果、通報対象事実が明らかになったときは、直ちに是正及び再発防止のための必要な措置(以下「是正措置等」という。)を講じなければならない。

2 (略)

3 学長は、前2項の措置を講じたときはその旨を、公益通報を受けた通報・相談窓口を通して、当該公益通報等に係る通報対象事実がないときはその旨を、当該公益通報者等に対して遅滞なく通知し、必

関し、報告を行うものとする。

(被通報者等への配慮)

第13条 学長は、第12条及び前条第3項の規定により公益通報者に通知するときは、当該公益通報に係る被通報者（その者が法令違反等を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）又は当該調査に協力した者等の名誉、プライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。

(協力義務)

第14条 公益通報等がされた事項に関して協力を求められた者は、正当な理由がある場合を除き、当該調査に協力しなければならない。

(新設)

(守秘義務)

第15条 通報・相談窓口、通報窓口担当者、調査、評価、その他公益通報等の事案に関与した者及び従事者は、当該事案に関し知ることのできた秘密を漏らしてはならない。従事者でなくなった後及び当該事案への関与が終了した後も同様とする。

(解雇の禁止)

第16条 学長は、第18条の場合を除き公益通報等を行ったことを理由として、公益通報者等に対し解雇（派遣契約その他の契約に基づき本学の業務に従事する者にあつては、当該契約の解除）を行ってはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第17条 学長、その他の役員及び職員は、第18条の場合を除き、公益通報等を行ったことを理由として、公益通報者等に対し不利益な取扱いを行ってはならない。

(不正目的の通報制限)

第18条 公益通報者等は、虚偽の通報、誹謗中傷を目的とする通報そ

要に応じて、関係行政機関等に対し、当該調査及び是正措置等に関し、報告を行うものとする。

(被通報者等への配慮)

第14条 学長は、第12条及び前条第3項の規定により公益通報者等に通知するときは、当該公益通報に係る被通報者（その者が法令違反等を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）又は当該調査に協力した者等の名誉、プライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。

(守秘義務)

第15条 通報・相談窓口、通報窓口担当者、予備調査、調査、その他公益通報等の事案に関与した者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。当該通報窓口担当者等でなくなった後も同様とする。

(解雇の禁止)

第16条 学長は、公益通報等を行ったことを理由として、公益通報者等に対し解雇（派遣契約その他の契約に基づき本学の業務に従事する者にあつては、当該契約の解除）を行ってはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第17条 学長、その他の役員及び職員は、公益通報等を行ったことを理由として、公益通報者等に対し不利益な取扱いを行ってはならない。

(不正目的の通報制限)

第18条 公益通報者等は、虚偽の通報、誹謗中傷を目的とする通報そ

他の不正の目的の通報をしてはならない。

2 学長は、前項の不正の目的の通報をした通報者に対し、懲戒処分等を課すことができる。（新設）

（公益通報に該当しない通報等に対する準用）

第19条 本学の職員以外の者からの通報又は法別表に掲げるもの以外の法令等に係る通報については、公益通報等の例に準じて取扱うものとする。

（削除）

（雑則）

第20条 この規程に定めるもののほか、公益通報の処理等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年12月14日から施行する。

様式1（規程第5条第2項関係）（新設）

様式2（規程第6条第1項関係）（新設）

【制定理由】

法改正に伴い、所要の改正を行うとともに規程の整備を図るものである。

他の不正の目的の通報をしてはならない。

（公益通報に該当しない通報等に対する準用）

第19条 本学の職員以外の者からの通報又は法別表に掲げるもの以外の法令等（本学の規則等を含む。ただし、研究活動に関する不正行為を除く。）に係る通報については、公益通報等の例に準じて取扱うものとする。

（庶務）

第20条 予備調査委員会及び調査委員会の庶務は、総務課において処理する。

（雑則）

第21条 この規程に定めるもののほか、公益通報の処理等に関し必要な事項は、学長が別に定める。